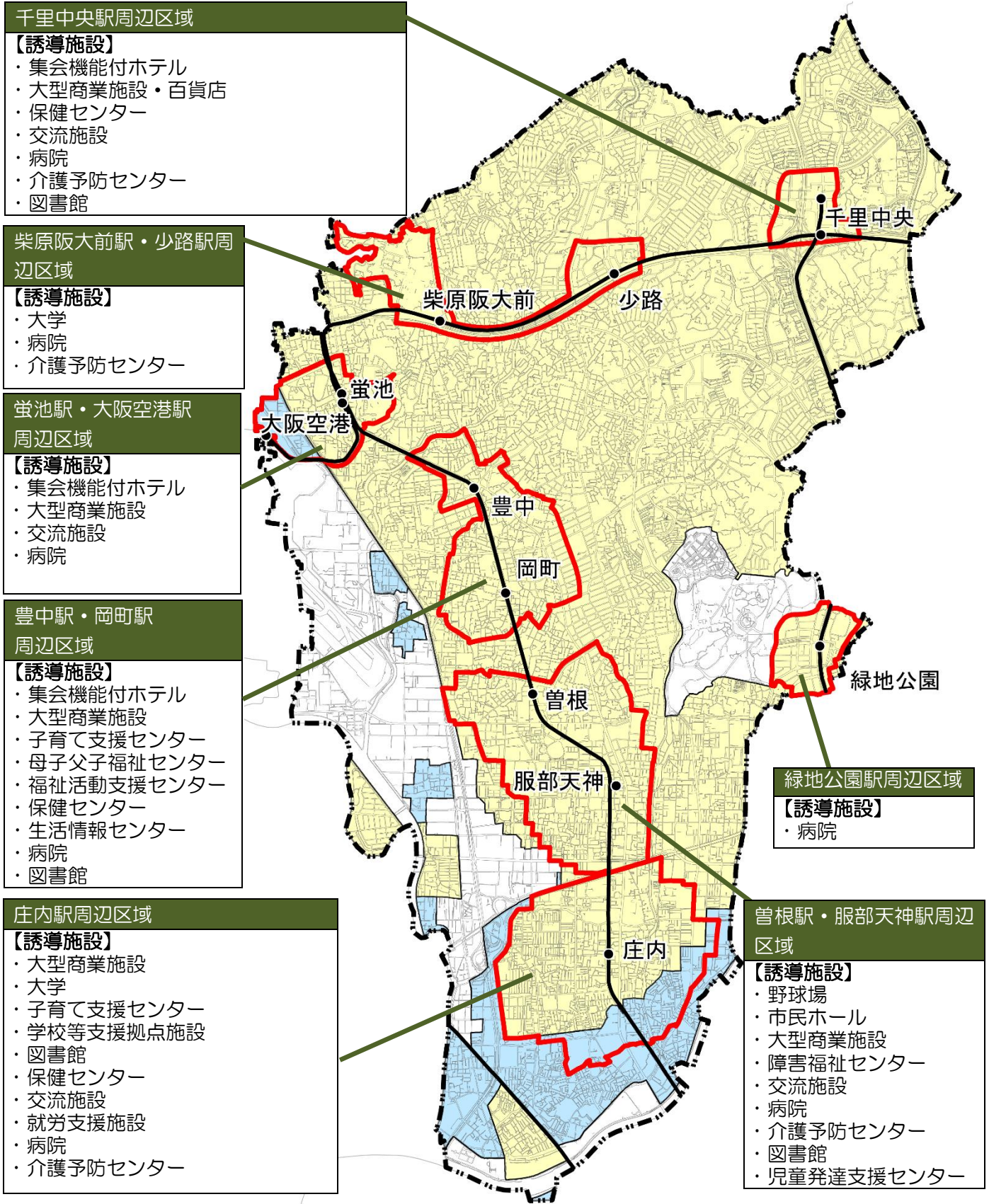


# 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設



| 区 域      |                 | 凡例 | 概 要   |
|----------|-----------------|----|---|
| 居住誘導区域*  | 一般型<br>居住誘導区域   |    | 概ね公共交通徒歩圏域内となる、住宅中心の市街地が形成された住居系市街地で、引き続き一定の人口密度の維持を図る区域        |
|          | 住工共生型<br>居住誘導区域 |    | 工業系市街地のうち、住民と事業者のお互いの理解と尊重のもと住宅と事業所が共生する市街地の形成を図る区域             |
| 都市機能誘導区域 |                 |    | 駅周辺で、広範囲を対象とする施設、拠点の魅力形成や利便性の維持・向上に必要な施設を誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域 |

※各誘導区域は、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「生産緑地地区（生産緑地法第14条による行為の制限が解除されたものを除く）」、「特別緑地保全地区」、「保安林」を除きます。